

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 4 月 1 日

火 曜 日

号 外

## 目 次

### 告 示

- 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定 1
- 県税に係る徴収金の収納事務の委託 3
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定管理者の指定 4

### 公安委員会告示

- 富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務

~~~~~

## 告 示

~~~~~

### 富山県告示第190号

水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定について

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）の別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成26年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

別表 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域	該当類型	達成期間
神通川上流（いたち川合流点より上流。宮川及び高原川を含む。）	生物A	イ
神通川下流（いたち川合流点より下流）	生物B	イ

いたち川（全域）	生物 A	イ
松川（全域）	生物 B	イ
井田川上流（落合橋より上流）	生物 A	イ
井田川下流（落合橋より下流）	生物 B	イ
熊野川（全域）	生物 A	イ
常願寺川上流（常願寺橋より上流）	生物 A	イ
常願寺川下流（常願寺橋より下流）	生物 B	イ
白岩川上流（栃津川合流点より上流）	生物 A	イ
白岩川下流（栃津川合流点より下流）	生物 B	イ
栃津川上流（寺田川合流点より上流）	生物 A	イ
栃津川下流（寺田川合流点より下流）	生物 B	イ
上市川（全域）	生物 B	イ
中川（全域）	生物 A	イ
早月川（全域）	生物 A	イ
角川（全域）	生物 A	イ
鴨川（全域）	生物 A	イ
片貝川（全域）	生物 A	イ
布施川（全域）	生物 A	イ
黒瀬川（全域）	生物 A	イ
高橋川（全域）	生物 A	イ
吉田川（全域）	生物 A	イ
黒部川（全域）	生物 A	イ
入川（全域）	生物 A	イ
小川（全域）	生物 A	イ
舟川（全域）	生物 A	イ
木流川（全域）	生物 A	イ
笹川（全域）	生物 A	イ

境川（全域）	生物 A	イ
--------	------	---

- (注) 1 該当類型の欄中「生物 A」及び「生物 B」は、環境庁告示別表 2 の 1 の(1)のイの表の類型を示す。
- 2 達成期間の欄中「イ」は、「直ちに達成」を示す。
- 3 環境庁告示別表 2 の 1 の(1)のイの表の基準値のうち全亜鉛以外の項目の基準値は、当分の間適用しない。

(環境保全課)

### 富山県告示第191号

県税に係る徴収金の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条の 2 第 1 項の規定により、富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）に基づく県税に係る徴収金の収納の事務を次のとおり委託したので、第 158条の 2 第 2 項の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

- 委託した相手方の所在地及び名称  
東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号  
株式会社ゆうちょ銀行
- 委託内容  
県税に係る徴収金の収納事務

### 富山県告示第192号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条第 1 号の規定により公示する。

平成26年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害 福祉サー ビスの種 類	指定年月 日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地
就労継続 支援 A 型	平成26年 4 月 1 日	1610200535	医療法人社 団あずさ会	高岡市京町 8 番 1 号	京町就労支 援センター	高岡市京町 5 番 2 号

### 富山県告示第193号

指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年富山県条例第 4 号) 第12条の規定により告示する。

平成26年 4 月 1 日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 1 公の施設の名称

富山県花総合センター

#### 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人砺波市花と緑と文化の財団

砺波市花園町 1 番32号

#### 3 指定の期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月31日まで

### 富山県公安委員会告示第49号

富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務について

警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号) 第 2 条の表の 6 の項の上覧に基づく、富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は

次のとおりとし、平成26年10月1日から施行する。

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上覧の規定による富山県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成18年富山県公安委員会告示第45号）は、廃止する。

平成26年4月1日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

路 線	区 間
1 国道8号	富山県の全域
2 国道41号	富山県の全域
3 国道156号	富山県の全域
4 国道160号	富山県の全域
5 国道415号	富山県の全域
6 主要地方道富山立山公園線	立山有料道路を除く富山県内の区域

